

産業分類

- 1 農業
 1 農耕
 1 農作一自作
 2 農作一小作
 3 農作一自作兼小作
 4 園藝
 2 畜産
 5 養畜
 6 採乳
 7 養禽、養蜂
 3 獣業
 8 養獣
 9 獣種製造
 4 其の他の農業
 10 其の他の農業
 5 林業
 11 森林業一官營
 12 森林業一私營
 13 木炭製造
 14 其の他の林産物業
- 2 水産業
 6 渔業
 15 渔撈、採藻
 16 魚介藻養殖
 17 工船漁業
- 3 鎌業
 7 採鎌業
 18 金属鎌業
 19 石炭鎌業（亜炭を含む）
 20 石油鎌業
 21 其の他の採鎌業
- 8 土石採取業
 22 土石採取業
- 4 工業
 9 窯業、土石加工業
 23 瓦、土管製造
 24 煉瓦製造
 25 陶磁器、土器製造
 26 硝子、硝子品製造
- 27 七寶焼、琺瑯品製造
 28 セメント、石灰、石膏類製造
 29 セメント品、人造石製造
 30 其の他の土石類加工業
- 10 金属工業
 31 精鍊業一官營
 32 精鍊業一私營
 33 金属壓延業一官營
 34 金属壓延業一私營
 35 電線、電纜製造
 36 鋼冶業
 37 鋳造業
 38 釘、鉄、針類製造
 39 金属薄板品製造
 40 鋼索製造、針金細工
 41 建築用、家具用金物製造
 42 鍍金業
 43 其の他の金属工業
- 11 機械器具製造、機械器具
 44 金属工用、木工用機械器具製造
 45 採鎌、選鎌、精鍊用機械器具製造
 46 紡織機械器具製造
 47 農業用、土木建築用機械器具製造
 48 銃砲、彈丸、水雷製造一官營
 49 銃砲、彈丸、水雷製造一私營
 50 原動機製造（汽船、瓦斯發生機を含み電動機を除く）一官營
 51 原動機製造（汽船、瓦斯發生機を含み電動機を除く）一私營
- 52 電動機、電氣機械器具製造一官營
 53 電動機、電氣機械器具製造一私營
 54 電氣通信機械器具製造
 55 電球製造
 56 其の他の機械器具製造
 57 電氣機械器具裝置
 58 其の他の機械器具裝置
- 12 造船業、運搬用具製造業
 59 造船業一官營
 60 造船業一私營
 61 鐵道軌道車輛製造一官營
 62 鐵道軌道車輛製造一公營
 63 鐵道軌道車輛製造一私營
 64 航空機製造一官營
 65 航空機製造一私營
 66 自動車、自動自轉車製造
 67 自轉車製造
 68 其の他の運搬用具製造
- 13 精巧工業
 69 座量衡器、計測器、科學的機械器具製造
 70 光學機械器具製造
 71 醫療機械器具製造
 72 樂器製造
 73 時計製造
 74 貴金屬、寶石、飾石細工
 14 化學工業
 75 藥品、寶藥、寶通類

似品製造
76 染料、顔料、塗料製造
77 肥料製造
78 火薬、其の他の發火物製造—官營
79 火薬、其の他の發火物製造—私營
80 犀寸製造
81 護謨、護謨品製造（護謨靴を含む）
82 セルロイド、セルロイド品製造（セルロイド玩具を含む）
83 鑽物油精製
84 動植物油脂製造
85 石鹼、化粧品製造
86 木蝕、蠟製品製造
87 煉炭、核算製造、乾餉
88 其の他の化學工業
15 紡織工業
89 生絲製造
90 人造絹絲製造
91 真綿製造
92 純綿製造
93 絹絲紡績
94 毛絲紡績
95 麻絲紡績
96 純絲紡績
97 捻絲業
98 麻絲維、絲返業
99 絹織物製造
100 毛織物製造
101 麻織物製造
102 純織物製造
103 英大小、英大小品製造
104 編物、組物類製造
105 約、網類製造（縞製品を含まず）
106 刺繍業
107 其の他の紡織、紡織

品製造
108 漂白、精練、染色、捺染等の絲布加工
109 湯熨斗、浸抜、洗張、洗濯業
16 被服、身裝品製造業
110 衣服裁縫業
111 帽子製造
112 足袋、シャツ、肩掛類製造
113 袋物製造
114 扇子、團扇、提燈、傘、合羽類製造
115 洋傘、杖類製造
116 履物類製造
117 靴製造（護謨靴を除く）
118 其の他の身裝品製造
17 紙工業、印刷業
119 紙料、紙製造
120 紙製品製造
121 製版、印刷業
122 製本業
123 簃具業
124 寫眞業
18 皮革、骨、羽毛品類製造業
125 皮革、擬革、其の製品製造
126 骨、角、甲、牙、貝類細工
127 刷毛、其の他の羽毛品類製造
19 木竹草蔓類に關する製造業
128 製材、合板製造
129 木根板製造
130 建具、家具、指物類製造、装置
131 椅、桶、木箱類製造
132 刺物、木地、皿物製造
133 漆器製造

134 疊表、花蓮、莫蘆類製造
135 疊製造
136 薑、麥稈、經木、棕梠細工
137 箩、籠、行李類製造
138 其の他の木竹草蔓品製造
20 製鹽業
139 製鹽業
21 飲食料品製造業
140 精糀業
141 墾粉、澱粉製造
142 麵類、麩、湯葉、豆腐、蒟蒻製造
143 菓子、麵糰、水餃製造
144 砂糖類製造
145 麵製造
146 味噌、醬油、酢醸造
147 和酒釀造
148 麥酒釀造
149 其の他の酒類釀造
150 清涼飲料製造
151 鐵詰、壺詰製造
152 居密、畜產品製造
153 鹽乾魚介類製造
154 海藻、其の他の水產食料品製造
155 蔬菜、果實類加工品製造
156 製茶業
157 製冰、冷藏業
158 其の他の飲食料品製造
22 土木建築に關する業
159 土木建築に關する業
23 瓦斯、電氣、水道業
160 瓦斯發生、供給業—公營
161 瓦斯發生、供給業—私營
162 電力發生、供給業

一公營
163 電力發生、供給業—私營
164 水道業—公營
165 水道業—私營
24 其の他の工業
166 映畫製作
167 防水布、油布、リノリウム類製造
168 文房具製造
169 運動用具、遊戯品、玩具製造（セルロイド玩具を除く）
170 造花、押繪類製造
171 印刷業
172 其の他の工業
5 商業
25 物品販賣業
173 穀類、粉類販賣
174 蔬菜、果物類販賣
175 豆腐類販賣
176 魚介藻類販賣
177 島獸肉類販賣
178 酒類、調味料、清涼飲料販賣
179 茄子、麪糰類販賣
180 茶販賣
181 其の他の飲食料品販賣
182 各種飲食料品販賣
183 肥料販賣
184 燃料販賣
185 木材、竹材販賣
186 石材、煉瓦、瓦、土管、セメント、土石類販賣
187 建具、家具、指物類販賣
188 疊表、蓆、荒物類販賣
189 陶磁器、硝子品類販賣
190 金屬材料、金屬器具販賣
191 皮革、擬革、其の製品販賣
192 織物、被服類販賣
193 線、絲、編物、組物類販賣
194 紙、紙製品、文房具販賣
195 玩具、運動用具、遊戲品販賣
196 小間物、洋品類販賣
197 展物、雨具類販賣
198 藥品、染料、漬料、化粧品類販賣
199 度量衡、科學的機械、樂器、時計、貴金属類販賣
200 電氣機械器具販賣
201 機械、車輛、農具類販賣
202 古物商
203 新聞、圖書、雑誌、其の他の出版物の發行、販賣
204 其の他の物品販賣
205 百貨店—吳服、洋服部
206 百貨店—食料品部
207 百貨店—小間物、洋品部
208 百貨店—家具部
209 百貨店—其の他の各種物品販賣
211 貿易業
26 媒介周旋業
212 取引所、取引員營業
213 賣買媒介業
214 周旋業
27 金融、保險業
215 銀行業、信託業
216 質屋業
217 貸金業
218 其の他の金融業
219 保險業
28 物品貸業、預り業
220 倉庫業、其の他の物販賣
221 物品貸業
29 娛樂、興行に關する業
222 活動寫眞興行
223 演劇、演藝、其の他の興行
224 遊戲場、娛樂場經營
30 接客業
225 旅館、下宿業
226 料理店、飲食店、販賣業、置屋業
227 理髮業、理容業
228 浴場業
31 其の他の商業
229 其の他の商業
6 交通業
32 交通業
230 鐵道、軌道業—官營
231 鐵道、軌道業—公營
232 鐵道、軌道業—私營
233 乗合自動車業—公營
234 乗合自動車業—私營
235 自動車運輸業
236 人力車業
237 其の他の車馬運輸業
238 船舶運輸業
239 航空業
240 ラヂオ放送業
241 其の他の運輸、通信業
242 運輸取扱業
7 公務、自由業
33 公務
243 皇室事務（他に分類せられざる）
244 神社
245 國家事務（他に分類せられざる）
246 郵信
247 專賣

248 地方事務（他に分類せられざる）	9 其の他の産業
249 陸軍（他に分類せられざる）	41 其の他の産業
250 海軍（他に分類せられざる）	278 其の他の産業
251 辯護士、辨理士事務所	279 産業の不明なるもの 又は申告なきもの
252 其の他の法務	10 無業
34 法務	42 無業
253 學校一官立	280 無業
254 學校一公立	
255 學校一私立	
256 其の他の教育	
36 宗教	
257 神道	
258 佛教	
259 基督教	
260 其の他の宗教	
37 醫療	
261 醫業一公營	
262 醫業一私營	
263 獣醫業、蹄鐵業	
264 按摩、鍼灸業	
265 助産	
266 看護	
267 其の他の醫療	
38 著述、藝術、遊藝	
268 著述、文藝	
269 繪畫、彫塑	
270 音樂、舞蹈	
271 其の他の藝術、遊藝	
39 其の他の自由業	
272 測量、設計に關する業	
273 產業團體	
274 其の他の團體	
275 代書、代願業	
276 其の他の自由業	
8 家事	
40 家事	
277 家事	

職業分類

1 農業	30 採炭技術者、職員、監督	56 硝子吹工
1 農耕に從事する者	31 採炭夫	57 硝子成型工、加工工
1 農耕業主	32 後山	58 繪附工
2 農業管理人、職員	33 運炭夫（坑内）	59 紗施工
3 作男、作女	34 支柱夫	60 仕上工
4 其の他の農業労務者	35 其の他の坑内採炭労務者	61 石細工師
5 農業手助	36 選炭夫	62 煉瓦、瓦製造職
6 造園師、植木職	37 其の他の坑外採炭労務者	63 其の他の窯業、土石加工に從事する労務者
7 其の他の農耕に從事する者	7 採鑛に從事する者	11 金属工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造に從事する者
2 善産に從事する者	38 鐵山業主	64 金属工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造業主
8 養畜業主	39 鐵山技術者、職員、監督	65 金属工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造業員
9 摻乳業主	40 坑内労務者	66 精鍊技術者、監督
10 牧場管理人、職員	41 坑外労務者	67 造船、機械技術者、監督
11 牧夫、畜産労務者	8 石油鐵業に從事する者	68 其の他の技術者、監督
12 畜産手助	42 石油鐵業主	69 精鍊工
3 蠶業に從事する者	43 油田技術者、職員、監督	70 圧延工、伸張工
13 養蠶業主	44 鑿井夫、汲油夫	71 滚打職、金粉職
14 蠶種製造業主	45 其の他の油田労務者	72 鐵力職、銅工
15 蠶業技術者、職員	9 土石探取に從事する者	73 金屬彫刻工
16 蠶業労務者	46 土石採取業主	74 釘、鉢、針製造工
17 蠶業手助	47 石切出夫	75 針金細工職
4 林業に從事する者	48 土砂採取夫	76 鐵冶職、鍛冶工
18 森林業主	49 其の他の土石採取に從事する者	77 鐵工（と單に申告したる者）
19 林產物業主	10 窯業、土石加工に從事する者	78 目立職、刃物研職
20 林業管理人、職員	50 窯業主、土石加工業主	79 調質工
21 森林業労務者	51 窯業、土石加工技術者、職員、監督	80 鑄物師、鑄造工
22 炭燒夫	52 原料工	81 鑄掛職
23 伐木夫	53 成型工	82 旋盤工
24 其の他の林產物業に從事する労務者	54 燒成工	83 プレス工
2 水産業	29 炭鐵業主	
5 漁業に從業する者		
25 漁業主		
26 漁業技術者、職員		
27 漁業労務者		
28 漁業手助		
3 鐵業		
6 採炭に從事する者		
29 炭鐵業主		

84 機械工（と單に申告したる者）
 85 穿孔工、鋸打工、填隙工
 86 織織工、撓鐵工
 87 鋼接工
 88 鐵木工
 89 綱具工
 90 鎌金工、着色工
 91 仕上工、組立工、調整工
 92 検査工、試験工、實驗工
 93 自轉車製造工
 94 蓄電池製造工
 95 乾電池製造工
 96 ヨイル捲工
 97 絶縁工
 98 機械器具裝置工
 99 其の他の金属工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造に從事する労務者
 ✓ 12 精巧工業に從事する者
 100 精巧工業主
 101 精巧工業技術者、職員
 102 度量衡器、計測器、科學的機械器具製造工
 103 時計製造工
 104 貴金属細工職、寶石加工職、鋸職
 105 楽器製造工
 ✓ 13 化學製品の製造に從事する者
 106 化學製品製造業主
 107 化學工業技術者、職員、監督
 108 発火物の製造に從事する労務者
 109 動植物油脂、木綿製造工、精製工

110 化學的工程に從事する労務者（他に分類せられざる者）
 111 護謗成型工
 112 セルロイド成型工
 113 其の他の化學製品製造に從事する労務者
 ✓ 14 紡織工業に從事する者
 114 織絲業主
 115 紡績業主
 116 織物業主
 117 其の他の紡織、紡織品製造業主
 118 紡織、紡織品製造技術者、職員、監督
 119 乾蘭工、選蘭工、煮蘭工
 120 緑絲工
 121 揚返工
 122 真綿工
 123 原毛工
 124 製麻工
 125 混綿工、打綿工、製綿工
 126 組毛工、梳綿工、ペニイ工
 127 粗紡工
 128 精紡工
 129 瓦斯燒工
 130 總縫工、絲返工
 131 檢査工
 132 結束工
 133 機織準備工
 134 機織工
 135 麻絲維
 136 棘絲工
 137 刺繡職
 138 編工、組工
 139 漂白工、精練工
 140 染色工、捺染工
 141 織布仕上工
 142 洗脹職、洗濯職
 143 製綱工、製綱工（藁）

144 其の他の紡織、紡織品製造に從事する労務者
 ✓ 15 被服、身裝品製造に從事する者
 145 被服裁縫業主
 146 身裝品製造業主
 147 被服、身裝品製造技術者、職員
 148 裁斷工、裁縫工
 149 フエルト帽製造工
 150 麥稈帽、パナマ帽製造工
 151 其の他の帽子製造工
 152 袋物製造工
 153 扇子、團扇製造職
 154 提燈、傘、合羽職
 155 洋傘組立工
 156 下駄職
 157 草履、履物表、鼻緒製造職
 158 靴製造工（護謗靴を除く）
 159 其の他の被服、身裝品製造に從事する労務者
 ✓ 16 紙工業、印刷に從事する者
 160 紙、紙料製造業主
 161 紙製品製造業主
 162 製版、印刷業主
 163 寫眞師
 164 縫具師
 165 製本職
 166 製版、印刷技術者、職員
 167 其の他の技術者、職員
 168 紙料製造工、紙料調成工
 169 抄紙工
 170 紙函製造工

171 其の他の紙、紙料、紙製品製造に從事する労務者
 172 活字鑄造工
 173 文選工、植字工
 174 製版工
 175 印刷工
 176 其の他の製版、印刷に從事する労務者
 ✓ 17 皮革、骨、羽毛品類製造に從事する者
 177 皮革、擬革、其の製品製造業主
 178 骨、角、甲、羽毛品類製造業主
 179 皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造技術者、職員
 180 製革工
 181 擬革製造工
 182 皮革品、擬革品製造工
 183 骨、角、甲、牙、貝類細工職
 184 刷毛、其の他の羽毛品類製造工
 ✓ 18 木竹草蔓類に關する製造に從事する者
 185 製材、合板製造業主
 186 其の他の木竹草蔓類に關する製造業主
 187 櫛村工、木挽職
 188 合板製造工
 189 屋根板製造職
 190 建具職、家具職、指物職
 191 檀職、桶職
 192 木箱製造工
 193 木地職、轆轤工
 194 曲物職
 195 木型工
 196 漆工、漆繪師
 197 車大工、船大工

198 木工（と單に申告したる者）
 199 疊表、疊、莫蘆織職
 200 疊職
 201 箕、籠、行李類製造職
 202 竹細工職
 203 其の他の木竹草蔓類に關する製造に從事する者
 ✓ 19 製鹽に從事する者
 204 製鹽業主、職員
 205 鹽窯焚
 206 鹽田勞務者
 ✓ 20 飲食料品、嗜好品製造に從事する者
 207 精穀、製粉、澱粉製造業主
 208 麵類、麸、湯葉、豆腐、蒟蒻製造業主
 209 味噌、醬油、醤醸業主
 210 酒類醸造業主
 211 菓子、麵糰、水餃製造業主
 212 製茶業主
 213 其の他の飲食料品、嗜好品製造業主
 214 砂糖類製造技術者、職員
 215 酒造技術者、職員
 216 其の他の飲食料品、嗜好品製造技術者、職員
 217 精穀工、製粉工、澱粉製造工
 218 麵類、麸製造工
 219 豆腐、湯葉、蒟蒻製造工
 220 菓子、麵糰、水餃製造工
 221 製糖工
 222 麴製造工
 223 味噌、醬油、醤醸造工
 224 和酒醸造工
 225 其の他の酒精含有飲料醸造工
 226 清涼飲料製造工
 227 瓶詰、壺詰工
 228 魚介藻、肉、蔬菜、果實類加工品製造工
 229 製茶工
 230 煙草製造工
 231 製冰工
 232 其の他の飲食料品、嗜好品製造に從事する労務者
 ✓ 21 土木建築に從事する者
 233 土木建築業主、請負業主
 234 土木建築技術者、職員、監督
 ✓ 235 大工
 236 左官
 237 煉瓦積工、タイル張工
 238 石工
 239 鐵筋工、鐵網工
 240 屋根職
 241 道路工夫
 242 鐵道、軌道線路工夫
 243 土工
 244 磁職
 245 其の他の土木建築の工事に從事する労務者
 ✓ 22 瓦斯、電氣、水道業に從事する者
 246 瓦斯、電氣、水道業主
 247 瓦斯、電氣、水道業に從事する職員、監督
 248 電氣技術者
 249 瓦斯發生工、清淨工

- 250 電工
251 其の他の瓦斯、電氣、水道業に從事する労務者
28 其の他の工業的職業
252 其の他の製造業主
253 其の他の技術者、職員
254 印刷師
255 文房具、玩具、遊戯品製造工(他に分類せられざる者)
256 造花師、押繪職
257 漆工(漆工を除く)
258 製圖工
259 遷別工
260 機械運轉工、機關工、火夫、注油夫
261 荷造工、發送工、包装工
262 其の他の工業的職業
5 商業
24 商業的職業
263 物品販賣業主
264 仲買人、周旋人
265 興行主、娛樂場經營主
266 其の他の商業業主
267 店員、賣子
268 商業手助
269 注文取、外交員
270 集金人
271 露店(屋臺店を含む)商人、行商人、呼賣商人
272 其の他の商業的職業
25 金融、保険に從事する者
273 銀行家、信託業主、保険業主
274 貸金業主、質屋業主
275 其の他の金融業主
276 保険代理業者、保険
- 1 勸誘員
277 其の他の金融、保險に從事する者
26 接客業に從事する者
278 旅館業主、下宿業主
279 料理店、飲食店、貸席業、置屋業主
280 旅館、料理店、飲食店、貸宿業の番頭、客引
281 料理人
282 蕎妓
283 媚妓
284 旅館、下宿屋、料理店、飲食店等の女中、給仕人
285 浴場業主、使用人
286 理髮師、髪結、美容師
6 交通業
27 運輸に從事する者
287 鉄道、軌道業主
288 自動車業主
289 船舶運輸業主
290 運輸取扱業主
291 其の他の運輸業主
292 駅長、助役
293 出札係、改札係
294 貨物係、小荷物係
295 駆手
296 操車係、連結手、轉轍手、信號手、踏切看手
297 車掌
298 機關車機關手、機關助手
299 電車運轉手
300 自動車運轉手
301 船長
302 船舶運轉士
303 船舶機關長、機關士
304 船舶事務長、事務員
305 船夫、水夫
- 306 船舶油差、火夫、石炭夫
307 舟夫
308 航空機乗員
309 人力車夫
310 荷車挽、馬方
311 仲仕、荷扱夫、運搬夫
312 配達夫
313 其の他の運輸に從事する者
28 通信に從事する者
314 通信業主、職員
315 電信通信員
316 無線電信通信員
317 電話交換手
318 集配手、遞送手、郵便手
319 其の他の通信に從事する者
7 公務、自由業
29 官吏、公吏、雇傭員
320 神官、神職
321 官吏(他に分類せられざる者)
322 公吏(他に分類せられざる者)
323 官公の雇傭員(他に分類せられざる者)
80 陸海軍現役軍人
324 陸軍現役將校、同相當官、准士官
325 陸軍現役下士官、兵
326 海軍現役士官、特務士官、准士官
327 海軍現役下士官、兵
81 法務に從事する者
328 辯護士、辨理士
329 其の他の法務に從事する者
82 教育に從事する者
330 學校長、教職員
331 其の他の教育に從事する者

- する者
33 宗教家
332 神道教師
333 僧侶
334 牧師
335 其の他の宗教家
34 醫療に從事する者
336 醫師
337 歯科醫師
338 薬剤師
339 看護人
340 産婆
341 按摩、鍼灸師
342 歌醫師
343 蹄鐵工
344 其の他の醫療に從事する者
35 書記的職業
345 筑記係、出納係、會計係
346 連記者、タイピスト
347 其の他の書記的職業
36 記者、著述家、藝術家、遊藝家
348 記者、著述家、文藝家
349 畫家、彫刻家
350 音樂家、舞踊家
351 俳優
352 其の他の藝術家、遊藝家
37 其の他の自由業
353 測量家、設計家
354 學術研究に從事する者
355 計理士
356 代書人、代願人
357 其の他の自由業に從事する者
8 家事使用人
38 家事使用人
358 主人の世帯に在る家事使用人
- 359 通勤の家事使用人
9 其の他の有業者
39 其の他の有業者
360 宮殿、會社等の給仕
361 案内人、下足番、拂帶品係
362 門衛、番人
363 倉庫夫
364 掃除夫
365 雜役夫
366 日傭(と單に申告したる者)
367 其の他の有業者
10 無業
40 収入に依る者
368 恩給、年金等の收入に依る者
369 小作料に依る者
370 地代、家賃、有價證券、其の他の収入に依る者
41 其の他の無業者
371 學生、生徒
372 徒屬者
373 精神病院、感化院、慈善病院等に在る者
374 官公又は慈善團體等の救助を受くる者
375 在監人
376 其の他の無業者又は職業の申告なき者

産業及職業分類方法

産業分類及職業分類は國民の經濟活動を二つの異なる觀察點より表章し、國民經濟の組織を明白ならしめんとするものなり。即ち職業分類は各人の經濟活動自體を考察し、以て國民職業分化の態様を究め、産業分類は各人の經濟活動を其の屬する經營體に關聯せしめて考察し、以て一國産業組織の人的機構を明にするを目的とす。從て其の分類に當り職業に於ては各人經濟活動の特質に注目し、産業に於ては其の所屬する經營體の事業の種類を基礎として、夫々共通類似のものを包括類集するものとす。

産業分類

今次の國勢調査の結果表章に用ひたる産業分類は大分類十、中分類四十二、小分類二百八十より成り、國勢調査申告書「所屬の産業」欄の記載に依り全人口を何れかの項目に配屬せしむ。即ち職業を有する者は其の屬する經營體の産業に依り大分類一「農業」より九「其他の産業」に至る何れかの項目に、職業なき者は之を一括して大分類一〇「無業」に配屬したり。

其の分類方法下の如し。

- 1 農作にして自作、小作、自作兼小作の別の記入なきもの又は不明なるものは小分類二「農作一小作」に編入したり。
- 2 一の事業の經營上の必要より特に附隨して設けられたりと認めらるる部門は其の事業本來の産業に屬するものとして取扱ひたり。例へば醤油釀造業に於ける樽製造は之を小分類一四六「味噌、醤油、酢釀造」に編入したるが如し。但し造船業に於ける船用機器の製造は小分類五〇「原動機製造（汽罐、瓦斯發生機を含み電動機を除く）一官營」又は五一「原動機製造（汽罐、瓦斯發生機を含み電動機を除く）一私營」の何れかに、運輸業に於ける車輛製造は小分類六一「鐵道軌道車輛製造一官營」、

六二「鐵道軌道車輛製造一公營」又は六三「鐵道軌道車輛製造一私營」の何れかに編入したり。

- 3 一經營主體が二種以上の事業を併せ營む場合は其の事業を夫夫別個の産業として取扱ひたり。
- 4 團體、組合等の經營する事業所が獨立し何れかの小分類に該當する場合は其の事業に依りて分類し、然らざる場合は單に團體として小分類二七三「産業團體」又は二七四「其他の團體」の何れかに分類したり。例へば産業組合の經營する製絲工場は之を小分類八九「生絲製造」に編入したるが如し。
- 5 大分類工業の小分類に於て製品名を掲げたるものには原則として其の使用又は加工材料、製造工程の如何を問はず總てを包含せしめたり。
- 6 大分類工業に於て部分品又は半製品の製造は之を收容すべき小分類なき場合に限り當該完成品製造を分類すべき小分類に編入したり。
- 7 官公署の現業事業廳は特に官營（官立）又は公營（公立）の小分類の設なき限り之を中分類三三「公務」の何れかの小分類に編入したり。
- 8 事業主體の種類に依り單に官營と私營又は公營と私營とに分ちたる場合は官營には公營を、公營には官營を夫々編入したり。
- 9 官營、公營、私營の別明ならざるものは私營に編入したり。
- 10 産業の總稱又は略稱を記入したるもの又は記入不備のものは下記に依り取扱ひたり。
 - (イ) 中分類を認定し得る場合は當該中分類所屬の小分類「其他」に編入す。
 - (ロ) 大分類のみを認定し得る場合及中分類を認定し得るも當該中分類に於て小分類「其他」の設なき場合は當該大分類所屬の中分類「其他」に編入す。
 - (ハ) 業態全く判明せず大分類をも認定し得ざる場合及大分類を

認定し得るも當該大分類に於て中分類「其他」の設なき場合は大分類九「其他の産業」に編入す。

11 製造業に於て二種以上の製品名の記入ありたるものは初筆製品の製造業として取扱ひたり。

12 物品販賣に於て二種以上の商品名を記入したるものは下の例に依り取扱ひたり。

(イ) 菓子、煙草、化粧品販賣等の如く商品名を列挙したるものには初筆の菓子販賣のみを探る。

(ロ) 商品名數種を列挙記入するも合して一業態を爲すと認め得べきもの例へば酒、肴、飯販賣の如き飲食店なること明なるものは之を小分類二二六「料理店、飲食店、貸席業、置屋業」に編入す。

13 刑務所に在る者にして職業を申告したるものの産業は當該刑務所に行はるる各作業の何れかに配属せしめ、作業に關係ある者にして何れの作業に關係するや明ならざるものは之を當該刑務所に於ける主たる作業に編入し、何れの作業にも關係なきものは小分類二七七「家事」に編入したり。

尙職業を有する者に付ては産業上の地位を下の三種に區分したり。

1 雇 主 雇人を使用し又は家族の補助を受けて自己の業務を營む者。

2 單 獨 他人に雇はれず又雇人を使用せず家族の補助をも受くることなく一人にて自己の業務を營む者。

3 使用人 債給、給料、賃銀其の他の報酬を得て勤務する者又は家族にして世帯主其の他の家族の業務を補助する者。

職業分類

今次の國勢調査の結果表章に用ひたる職業分類は大分類十、中分類四十一、小分類三百七十六より成り、國勢調査申告書「職業」欄の

記載に依り全人口を何れかの項目に配属せしむ。即ち職業を有する者は大分類一「農業」より九「其他の有業者」に至る何れかの項目に、職業なき者は大分類一〇「無業」の何れかの項目に配属したり。其の分類方法下の如し。

1 雇主又は單獨にて事業を營む者は下記に依り取扱ひたり。

(イ) 當該中分類に於て該當すべき小分類業主の設ある場合は之に分類す。但し造園師、植木職、炭焼夫、伐木夫、石細工師、煉瓦・瓦製造職、鎗打職、金粉職、鍛力職、銅工、鍛冶職、鍛冶工、目立職、刃物研職、鑄物師、鑄造工、鑄掛職、貴金屬細工職、寶石加工職、鋸職、麻絲織、刺繡職、洗張職、洗濯職、扇子・團扇製造職、提燈・傘・合羽職、下駄職、草履・履物表・鼻緒製造職、寫眞師、絵具師、製本職、木挽職、屋根板製造職、建具職、家具職、指物職、樽職、桶職、木地職、轆轤工、曲物職、漆工、漆繪師、車大工、船大工、疊職、大工、左官、煉瓦積工、タイル張工、石工、屋根職、薺職、印刷師、造花師、押繪職、塗工(漆工を除く)、自動車運轉手、舟夫、人力車夫、荷車挽及馬方は此の限に在らず。

(ロ) 大分類工業に於て單獨自營する者は(イ)に依るの外勞務者と同一に取扱ふ。

2 職業上の地位に關しては下の例に依り取扱ひたり。

(イ) 社長、取締役、代表社員、支配人等と記入したるものは是等の者の從事する事業體の業主に編入す。

(ロ) 參事、課長、部長等と記入したるものは是等の者の從事する事業體の職員に編入す。

(ハ) 職工長、職工伍長、技工等と記入したるものは勞務者として取扱ふ。

(ニ) 見習、助手、弟子等と記入したるものは一人前として取扱ふ。

- 3 中分類に於て小分類「手助」の設なき場合は手助を手助ならざる當該一般の從業者の所屬する小分類に編入したり。
- 4 中分類内に設けたる小分類「職員」には其の所屬する産業の所謂役附職員を分類し、單に文書的事務に從事する者は官吏、公吏、官公の雇傭員を除くの外之を中分類三五「書記的職業」の何れかの小分類に編入したり。
- 5 職業の總稱又は略稱を記入したるものは所屬の産業中最も多數を占むると認めらるる職業に編入したり。
- 6 職業の記入不備なるものは下記に依り取扱ひたり。
- (イ) 中分類を認定し得る場合は當該中分類所屬の小分類「其他」に編入す。
 - (ロ) 大分類のみを認定し得る場合及中分類を認定し得るも當該中分類に於て小分類「其他」の設なき場合は當該大分類所屬の中分類「其他」に編入す。
 - (ハ) 業態全く判明せず大分類をも認定し得ざるもの及大分類を認定し得るも當該大分類に於て中分類「其他」の設なき場合は大分類九「其他の有業者」に編入す。
- 7 製造業に於て二種以上の製品の記入ある場合の業主は初筆の品目の製造業主として取扱ひたり。
- 8 職業、收入の種類、學生又は生徒たる旨を二種以上若は併せ記入したるものは下記に依り取扱ひたり。
- (イ) 二種以上の職業又は二種以上の收入の種類を申告したるものは初筆を探る。
 - (ロ) 職業と收入の種類とを記入したるものは職業を探る。
 - (ハ) 職業と學生、生徒たる旨とを記入したるものは職業を探る。
 - (ニ) 収入の種類と學生、生徒たる旨とを記入したものは學生、生徒を探る。
- 9 現役軍人は文官に補せられたる者と雖も軍人として取扱ひたり。

- 10 陸海軍諸學校の生徒は夫々小分類三二五「陸軍現役下士官、兵」又は三二七「海軍現役下士官、兵」に編入したり。
- 11 日傭と記入したるものは下記に依り取扱ひたり。
- (イ) 所屬の産業が産業分類の中分類一「農耕」、二「畜産」、三「蠶業」、四「其他の農業」、五「林業」、六「漁業」、二〇「製鹽業」又は四〇「家事」の場合は其の所屬の産業に従ひ夫々小分類四「其他の農業勞務者」、七「其他の農耕に從事する者」、一一「牧夫、畜産勞務者」、一六「蠶業勞務者」、二一「森林業勞務者」、二七「漁業勞務者」、二〇六「鹽田勞務者」又は三五八「主人の世帯に在る家事使用人」若は三五九「通勤の家事使用人」に編入す。
 - (ロ) 日傭と記入したるものにして前項に該當せざるものは總て小分類三六六「日傭（と單に申告したる者）」に編入す。
- 12 刑務所に在る者にして職業を記入したるものは職業を有する者として取扱ひ、夫々該當小分類に編入したり。
- 13 所屬の産業家事にして其の職業が植木職、自動車運轉手、家庭教師等の如く特殊の業務に從事すと認めらるるものは夫々該當小分類に編入し、其の他は總て三五八「主人の世帯に在る家事使用人」又は三五九「通勤の家事使用人」に編入したり。
- 14 單に仕送、送金、手當等と記入したるものは「ナシ」と申告したものと同一に取扱ひたり。